高根沢ローカルグルメ認定の基準

1　必須要件	1　食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、商標法(昭和 34 年法律第 127 号)、特許法(昭和 34 年法律第 121 号)、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)、不正競争防止法(平成5年法律第 47 号)などの関係法規を遵守していること。 2　業界での製造基準又は表示基準を満たしていること。 3　公序良俗に反するものでないこと。 4　他の認定者の批判その他協力体制に支障のある行為を行わないこと。	
2　品目別定義	品目	定義
	(1)　高根沢ちゃんぽん	高根沢ちゃんぽん普及会の定める定義による
	(2)　高根沢焼ちゃんぽん	高根沢ちゃんぽん普及会の定める定義による
	(3)　高根沢お米スイーツ・パン	高根沢産の米を使用したスイーツ又はパンであること
	(4)　高根沢ジェラート	高根沢産の農産物(畜産物を含む、以下同じ)を原材料として使用したジェラートであること
	(5)　高根沢フード	高根沢産の農産物を原材料として使用した市販用の加工食品(食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)別表第1に掲げるものをいう。)であること
	(6)　町長が特に適当と認めたもの	高根沢町の広報につながる事業を実施している実績があり、高根沢町の地域経済の活性化及び産業振興につながるものであると町長が認めたものであること

備考　品目別定義においては品目欄の(1)～(6)のいずれかの定義を満たすこと